

# 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に係るQ&A

本Q&Aは、令和6年8月23日（金）から同年9月24日（火）にかけて実施した「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令案」のパブリックコメントで頂いたコメントのうち、改正案に関する質問について、Q&Aの形式にて公表するものです。

## 凡 例

本Q&Aにおいては、以下の略称を用いています。

正式名称等	略 称
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令（令和6年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号）	改正命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令（平成24年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）	平成24年改正命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令（令和6年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第5号）	道交法ハネ改正命令
国民健康保険、健康保険、船員保険及び後期高齢者医療の被保険者証、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の組合員証並びに私立学校教職員共済制度の加入者証	健康保険証等
国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の資格確認書	資格確認書

## 1 パブリックコメント全体に係る質問

No.	質問	回答
1	顧客等の本人特定事項の確認方法を定める犯収法施行規則第6条は改正しないのか。	改正命令では、犯収法施行規則第7条及び附則第6条、平成24年改正命令附則第4条並びに道交法ハネ改正命令第1条を改正いたします。
2	施行前に発生した取引には遡及しないとの理解でよいか。	例えば、改正命令の施行前の取引において、犯収法施行規則第7条第1号イに規定する本人確認書類として、顔写真のない在留カードや特別永住者証明書を用いて本人特定事項の確認を行った場合であっても、施行後に遡って追加の本人確認書類の提示等を求めるものではありません。

## 2 写真の貼付があるものとないものが併存する本人確認書類の取扱いに係る質問(犯収法施行規則第7条第1号イ及びハ関係)

No.	質問	回答
3	顔写真のない個人番号カードが発行されることにより、既存の個人番号カードの仕様が変更されることはないのか。 また、顔写真のない個人番号カードの仕様は公表されるのか。	顔写真のない個人番号カードの発行に伴い、既存の個人番号カードの仕様の変更されることはないものと承知しております。 顔写真のない個人番号カードの仕様その他の個人番号カードそのものに係る制度の詳細については、関係行政機関にお問い合わせください。
4	一定年齢に満たない者が既に顔写真のある個人番号カードを取得している場合、施行後も顔写真のある本人確認書類として取り扱ってもよいか。	御理解のとおりです。
5	申請時に1歳に満たないことから顔写真のない個人番号カードを取得した場合、1歳の誕生日を迎えた後であっても、有効期間までは顔写真のない個人番号カードとして引き続き使用可能との理解でよいか。	御理解のとおりです。もともと、1歳未満の者に交付される顔写真のない個人番号カードの有効期間は、当該個人番号カードの作成の日後のその者の5回目の誕生日まで有効となるものと承知しております。
6	犯収法施行規則第6条第1項第1号ルに規定される本人限定受取郵便等を使用して本人特定事項の確認を行う場合、施行後は顔写真のない個人番号カード等では本人特定事項の確認ができなくなるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
7	犯収法施行規則第6条第1項第1号へについて、顔写真のない本人確認書類は使用できなくなるのか。 また、同号チについて、本人確認書類のIC情報を受信する方法及び転送不要郵便物等の送付	御理解のとおり、顔写真のない本人確認書類については、犯収法施行規則第6条第1項第1号へに規定する方法により本人特定事項の確認を行うことはできません。 他方で、同号チに規定する方法により、顔写真

	によって本人特定事項の確認が可能との理解でよいか。	のない本人確認書類をもって本人特定事項の確認を行う場合は、本人確認書類の送付を受け、又は本人確認書類に組み込まれた I C チップに記録された氏名、住居及び生年月日の情報の送信を受けるとともに、取引関係文書の送付を行うことで本人特定事項の確認が可能となります。
8	顔写真のある本人確認書類であれば、補完書類は不要となるとの理解でよいか。	顔写真のある本人確認書類であっても、現在の住居の記載がない場合には、補完書類等により現在の住居を確認する必要があります。
9	確認記録を作成する際に、本人確認書類における顔写真の有無を記載した方がよいのか。	本人確認書類の顔写真の有無によって、その用いられる本人特定事項の確認方法が異なることから、当該確認方法が適切であったことについて、確認記録を一見して遡って確認できるようにするためには、顔写真の有無を御記載いただくのが適切と考えます。

### 3 健康保険証等を本人確認書類から削除することに係る質問(犯収法施行規則第7条第1号ハ及び改正命令附則第2関係)

No.	質問	回答
10	健康保険証等を本人確認書類として使用できる旨の経過措置はどのくらいの期間を想定しているのか。	健康保険証等を本人確認書類として用いることができる旨の経過措置については、交付済みの健康保険証等が引き続き有効であることとされる経過措置に合わせて施行後最大1年間としております。 経過措置期間中に健康保険証等の有効期限が到来した場合や、転職・転居により保険者の異動が生じた場合には、当該健康保険証等はその時点で失効することとなり、本人確認書類としても用いることができなくなります。
11	施行時に交付済みの健康保険証等の有効期限が令和7年12月2日以降とされていても、令和7年12月2日以降は本人確認書類として使用できなくなるのか。	御理解のとおりです。
12	経過措置終了前に健康保険証等で本人特定事項の確認を行ったものの、その後の取引に係る審査に時間を要し、経過措置終了後に取引を行った場合、法令違反となるのか。	本人特定事項の確認は、特定取引に際して行われる必要があります。本人特定事項の確認の完了から特定取引が行われるまでに相当程度の期間が経過し、社会通念上特定取引を行うに際して本人特定事項の確認が行われたとは認められない場合には、改めてその時点で有効な本人確認書類等により本人特定事項の確認を行う必要があります。

13	<p>施行後、今般廃止される自衛官診療証、国家公務員共済組合の組合員証その他の書類は、犯収法施行規則第6条第2項第4号に規定する「官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもの」に該当するののか。</p>	<p>健康保険証等の改正命令の施行後の補完書類としての取扱いについて、健康保険証等は、経過措置期間中は、補完書類ではなく本人確認書類そのものとして用いられることとなり、また、経過措置が終了した後は、健康保険証等が書類として無効となっていることから、補完書類としても用いることはできません。</p>
14	<p>犯収法施行規則第6条第1項第1号りに規定される方法により本人特定事項の確認を行う場合、健康保険証等を本人確認書類として使用することができる経過措置期間内に、顧客等が健康保険証等の写しの発送を行い、特定事業者が経過措置終了後にそれを受領した場合、同号りに規定される本人特定事項の確認方法として認められるののか。</p>	<p>認められません。飽くまで特定事業者において送付を受ける日（本人確認書類の受領日）の時点で有効な本人確認書類である必要があります。</p>

#### 4 資格確認書に係る質問(犯収法施行規則第7条第1号ハ関係)

No.	質問	回答
15	<p>資格確認書においても、健康保険証等と同様に、告知要求制限が適用されるとの理解でよいか。その場合、マスキングすべき事項は被保険者番号、記号・番号及びQRコードとなるののか。</p>	<p>御理解のとおりです。告知要求制限の対象となる記載は、各資格確認書の記載内容に差異があるものの、おおむね被保険者番号、記号及び枝番並びに保険者番号（これに相当するものを含む。）となります。</p>
16	<p>確認記録を作成する際に、資格確認書の提示を受けた場合は、当該書類を特定するに足りる事項として、保険者の名称、交付年月日及び発行者を記録すればよいとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

#### 5 令和6年能登半島地震に係る本人特定事項の確認方法等に関する特例の廃止に係る質問(犯収法施行規則附則第6条関係)

No.	質問	回答
17	<p>特例の廃止後であっても、犯収法施行規則第6条に規定する方法での本人特定事項の確認が可能となった時点で遅滞なく確認すれば、特例の廃止をもって直ちに法令違反となることはないとの理解でよいか（必ずしも、特例の廃止前に、犯収法施行規則第6条に規定する方法によって本人特定事項の確認を行う必要はないとの理解でよいか。）。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>